

長野市移住者起業支援金 概要のご案内

長野市内に移住して起業する50歳未満の方に対し、起業に係る初期投資費用を支援する制度を、平成28年10月3日から開始しました。

① 交付率

10分の10以内。ただし、100万円を限度とします。

※ 補助金交付には条件があり、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

※ 予算に限りがあるため、交付決定額が予算に達し次第、募集を打ち切ります。

② 交付対象者

次のいずれかに該当する方

(1) おおむね3年以上定住する意志があり、次の全てを満たす方

ア 次のいずれかに該当する方であること

(ア) 県外から本市に移住して起業する方

(イ) 移住後3年以内で、これから起業をする方

(ウ) 移住後3年以内で、交付申請の時点で起業後6月以内の方

イ 交付申請日前に市に移住相談を行っていること

ウ 交付申請日において50歳未満であること

エ 市内に事務所等を設置し、事業開始を3月31日までに完了する方

オ 実績報告書の提出日前までに市内に住所を有すること

カ 暴力団員又は暴力団関係者でないこと

キ 市区町村民税等の未納がないこと

(2) 設立後6月以内の会社等であって、その代表者が次の全てを満たすこと

ア 概ね3年以上の定住意志を持ち、移住から3年を経過していないこと

イ 実績報告書提出までに市内に住所を有する見込みであること

ウ ①のイ、ウ、カ及びキに掲げる要件を満たすこと

③ 交付要件

- ・ 事業の実現性が高く、3年以上取り組むことを前提とすること
- ・ サポート機関の指導を受けた事業計画であること

※ サポート機関（順不同、敬称略）

株式会社八十二銀行、長野信用金庫、株式会社長野銀行、長野県信用組合、
長野県信用農業協同組合連合会、長野商工会議所、長野市商工会、信州新町商工会

- ・ 事業に関し経営理念を有し、他の起業の模範となること
- ・ 年度内に移住及び対象経費の精算を終えること

申請の際は必ずお問い合わせください。

④ 対象経費

起業の初期投資費用で次のいずれかに該当するもの

対象経費	内容
事業拠点整備費	施設整備、備品購入、賃借等に要する費用（家賃を除く。）
人材育成費	専門家の招へいに係る謝金及び旅費、従業員研修委託費等に要する費用
広告宣伝費	ホームページの作成、各種メディア媒体を通じた広告宣伝等に要する費用
各種届出費	事業又は営業上必要な許可等の取得、届出等に要する費用
その他市長が必要と認める経費	その他市長が必要と認めるものに要する費用

※ 対象外経費

不動産取得費、電話代その他の通信費、光熱水費、移住者及びその親族の移住及び住居に要する費用並びに消費税及び地方消費税として支出する費用

⑤ 交付の流れ

長野市移住・定住相談デスクへの移住相談



サポート機関への起業相談



事業計画書の作成、サポート機関へ意見書作成依頼



サポート機関の指導を受けた事業計画書を添付し、市へ交付申請



市による書類審査後、交付決定



事業開始及び長野市への移住完了



3月31日までに対象経費の精算を終え、実績報告書を市へ提出



額の確定後、指定の口座へ支援金を交付

<お問い合わせ>

長野市企画政策部人口増推進課 移住・定住相談デスク

TEL：026-224-7721 FAX：026-224-5103

E-mail：iju@city.nagano.lg.jp

市HP： <http://www.city.nagano.nagano.jp/site/iju/145241.html>

